

平成26年11月1日から 過労死等防止対策推進法 が施行されました

～ 過労死等がなく、仕事と生活が調和でき、健康で充実して働き続けられる社会へ ～

また明日も
休日出勤だ・・・

今月も、気が付けば残業が
80時間を超えていた・・・

人事異動があり、
慣れない仕事が
負担・・・



休んでも疲れがとれない・・・
身体がいうことをきかない・・・

なんだか集中力がなくな
った・・・

退勤時間を手帳にメモしておくなど、労働時間を記録しておきましょう

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（平成25年度）

労災認定においては、脳・心臓疾患の①発症前1か月間におおむね100時間、②発症前2～6か月間平均で80時間を超える時間外労働を行っていた場合、業務と発症との関連性が強いと評価されます。（労働時間以外の負荷要因も含め、総合的に判断されます。）

1か月平均の 時間外労働時間数	件数	うち死亡
60時間未満	0	0
60～80時間未満	31	16
80～100時間未満	106	50
100～120時間未満	71	28
120～140時間未満	21	8
140～160時間未満	22	8
160時間以上	34	13
その他	21	10

こんなことで
困ったらまず
相談を！！



電話相談専用 東京都ろうどう110番 0570-00-6110

TOKYOはたらくネットホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

●詳細は労働相談情報センター・各事務所へお問い合わせください
飯田橋 03-3265-6110 大崎 03-3495-6110 池袋 03-5954-6110
亀戸 03-3637-6110 国分寺 042-321-6110 八王子 042-645-6110